

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復に向かうことが期待されているところ、昨年 6 月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、最低賃金を年率 3%程度を目途として引き上げるとともに、それに向けて、中小企業や小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図ることとされた。

こうした中、労働者を取り巻く情勢は、今年のおよむ春闘において 4 年連続で 2%台の賃上げがなされたものの、伸び率と金額は共に昨年と比べて鈍化しており、また、昨年度改定後の神奈川県最低賃金の 930 円は、年収換算すると 200 万円に満たず、いまだワーキングプアを解消できない水準である。

個人消費を拡大し、経済の好循環を確かなものとするためには、賃金の引上げを全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要であり、その実現に当たっては、中小企業や小規模事業者への支援策の実効性を高めることや、コストの増加に伴う取引価格への転嫁を阻害する行為に対する指導等が求められ、さらに本年 3 月に働き方改革実現会議で決定された働き方改革実行計画の取組を推進させる必要もある。

よって、国におかれては、平成 29 年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川県最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 中小企業や小規模事業者への支援に関し、国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等の成果の見える化を図り、各施策の実効性を高めるとともに、公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰、物価上昇等によるコストの増加に伴う価格転嫁を阻害する行為への適切な指導及び監視体制の強化を図ること。
- 3 働き方改革実行計画の取組と連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
神奈川労働局長

宛て